

# 中学校・特別活動

新学習指導要領により指導する。

## 1 指導計画作成上の配慮事項

(1) 新設された主な配慮事項は次の3点である。

ア 主体的・対話的で深い学びの実現を目指した授業改善を図れるようにすること。その際、よりよい人間関係の形成、よりよい集団生活の構築や社会への参画及び自己実現に資するよう、生徒が集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組む中で、互いのよさや個性、多様な考えを認め合い、等しく合意形成に関わり役割を担うようにすることを重視すること。

イ 学級活動において、小学校の経験を生かして取り組むよう(1)の内容を重視した計画を作成する。また、(2)、(3)の内容の項目が整理されたことから、扱う題材について検討、設定すること。

ウ 障害のある生徒などについては、指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

(2) 引き続き配慮する主な事項は次の8点である。

ア 全体計画や各活動及び学校行事の年間指導計画を作成すること。

イ 学級活動の1単位時間の指導計画を作成すること。

ウ 学校の創意工夫を生かすこと。

エ 学級や学校、地域の実態、生徒の発達の段階を考慮すること。

オ 各教科等との関連を図ること。

カ 生徒による自主的・実践的な活動が助長されるようにすること。

キ 家庭や地域の人々の連携、社会教育施設等の活用などを工夫すること。

ク 道徳科などとの関連を考慮しながら、特別活動の特質に応じて適切な指導をすること。

## 2 内容の取扱いと指導上の配慮事項

(1) 新設された主な配慮事項は次の2点である。

ア 学校生活への適応等について、集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと個々の生徒に対応した指導を行うカウンセリングの双方の趣旨を踏まえて指導を行う。

イ 学級活動内容(3)の指導に当たっては、学習や生活の見通しを立て、振り返る教材等を活用すること。

(2) 引き続き配慮する主な事項は次の5点である。

ア 学級活動における生徒の自発的、自治的な活動を中心として、各活動と学校行事を相互に関連付けながら、学級経営の充実を図る。

イ いじめの未然防止を含めた生徒指導との関連を図る。

ウ 生徒会活動において、地域や社会に参画できるようにするなど、ボランティア活動等への参加を重視する。

エ 学校行事において、職場体験等の体験活動を重視する。

オ 異年齢集団による交流、幼児、高齢者、障害のある人々などとの触れ合いを重視する。